

令和8年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和8年1月14日 開会

令和8年1月14日 閉会

令和8年1月14日午後1時00分農業委員会会長村松義正は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 19名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	2番 赤池信敏	3番 桑原康
4番 村松義正	5番 佐野守	6番 杉山弘子
7番 竹川篤志	8番 中島由美子	9番 佐野むつみ
10番 牧澤邦彦	11番 渡邊勝彦	12番 佐藤文雄
13番 荻真教	14番 土井一彦	15番 後藤文隆
16番 富永政則	17番 篠原兼義	18番 樋口公孝
19番 近藤千鶴		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井治	2番 塩川金彦	3番 佐野耕三
4番 石川哲郎	5番 佐野潔	6番 小林寿恵
7番 渡井將文	10番 有賀文彦	11番 原田德行
12番 清利之	13番 熊谷勝史	

欠席委員

8番 加茂光崇 9番 青木秀道

事務局職員

(併) 事務局長	野毛裕紀子	次長兼振興係長	保坂伸次
主任主査	押尾貞治	主査	池田幸司
会計年度任用職員	大原勝		

議長

本日は、皆さん、どうも御苦労さまです。

それでは、農業委員会の総会を始めたいと思います。

本日はお忙しい中、農業委員会総会に御出席いただき、誠にありがとうございます。御審議に当たり、速やかな会議進行に御協力くださるようお願い申し上げます。

本日は、欠席はありません。

出席委員が定数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認め、よって会期は本日1日と決定いたします。

次に、会議録署名人についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人には、6番、杉山弘子委員、7番、竹川篤志委員を指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、6番、杉山弘子委員、7番、竹川篤志委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第1号から協第1号です。

初めに、報第1号から報第6号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局、お願いします。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。それでは、令和7年11月21日から12月20日までの受理分について、報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。朗読します。

報第1号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の2ページを御覧ください。朗読します。

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の貸借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の通知書を受理しました。

続きまして、議案の3ページから5ページを御覧ください。朗読します。

報第3号 農地法第3条の3第1項規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。朗読します。

報第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページから9ページを御覧ください。朗読します。

報第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、8件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページを御覧ください。朗読します。

報第6号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的又は事業計画を変更しようとする、転用目的・事業計画変更書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって報第1号から報第6号まで、報告済みとします。

次に、議第1号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の11ページを御覧ください。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。朗読します。

申請地は、北山に位置する農地です。受人は沼津市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は現在市外に居住していますが、隣地に居住のための住宅を建てる目的で、同時に農地法第5条申請を行っています。富士宮に移り住み、同時に農地を取得し、営農したいとのことです。新規就農となりますが、義理の親の耕作を数年間手伝ってきた実績があり、経験を積んで今後も営農のため、情報収集に努めていくとのことです。

申請農地は自宅の隣接地となるため、通作は良好です。

申請地でサツマイモ、ネギ、ジャガイモなどの生産を行う予定とのことです。受人の許可後耕作面積は、658平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は、山宮で、山宮スポーツ公園の南に位置する農地です。

受人は山宮にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は申請農地の近隣に居住しておりますが、既に数年前から申請農地を管理しており、このたび取得を目的として申請に及んだものです。申請農地については既に一部耕作を開始しており、一部については、もともと茶畑であったものを伐根し、乾燥させて土壌に敷き込んで肥料とする緑肥とするため、取得後1、2年ほどの土壌改良を行う予定です。新規就農となりますが、近隣に住む父から技術指導を受けており、今後も家族と一体で営農を行っていく予定です。機械についても近隣に父の農業用倉庫があり、機械を共有して耕作を行っていく予定です。

受人は落花生やトウモロコシ、サツマイモなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、3,185平方メートルとなり、稼働人員は4名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は、上井出で上井出駐在所の西に位置する農地です。

受人は上井出にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は上井出で宅地を購入し、その隣接する農地で営農規模を拡大するため、申請に及んだものです。

受人はジャガイモ、ナス、トマトなどを栽培する計画です。受人の許可後の耕作面積は、1,609.52平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第4項につきましては、許可申請書が提出され受付された後に、申請人、渡人が亡

くなられたため、現在どなたが渡人となるかの確認を求めて、補正中の扱いとなっております。このため、第4項の議案に記載はありますが、今回審議については一旦保留となります。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は、大鹿窪で国道469号の東に位置する農地です。

受人は静岡市駿河区にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は以前から農業に興味があり、自分で栽培を行いたく農地について仲介の業者を挟んで紹介があり、このたび売買について話がまとまり、新規就農として申請に及んだものです。現在、富士宮市内の知人の農家にて農業指導を半年受けており、今後も継続して栽培指導を受ける予定です。申請地は休耕中の状態で、草木が繁茂していましたが、申請時に草木を伐採したため、耕作には支障がない状態で、今後、梅やゆずなどを栽培する計画です。市外に居住していますが、通作までの時間は45分程度と、通作に大きな支障となるものではないと考えます。受人の許可後耕作面積は、962平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は、猫沢で国道469号の東に位置する農地です。先月、取下げとなった案件の再度の申請となります。

受人は山梨県富士川町の法人で、渡人は議案書のとおりです。

適切に営農していないときには農地を返還することを契約に盛り込んだ、解除条件付の賃貸借契約となります。なお、申請地は口約束で借りて営農を開始しており、このたび改めて手続をするため、申請に及んだものです。受人は法人として現在、山梨県富士川町でも営農しておりますが、法人代表が居住する富士宮市で営農したく、申請に及んでいるものです。

受人は既に農機具を所有しており、今後もリースにて必要な機械をそろえていく予定です。受人の法人代表は、18年ほどの農業経験があり、稼働人員6名のうち3名が富士宮に居住、残りの3名は山梨県に居住し、それぞれを拠点として通作・営農をする計画です。

受人は、サツマイモ、ナス、ゴボウ、菊芋、自然薯などを栽培しており、今後も引き続き栽培する計画です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は、西山で芝川スポーツ広場の南東に位置する農地です。

受人は富士市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は現在、市外に居住していますが、隣地の住宅を購入し、富士宮に移り住み同時に農地を取得し、営農したいとのことで、申請に及んだものです。新規就農となりますが、母国で農業経験が5年ほどあり、その後日本に帰化し、近隣の方に技術指導を受けながら、営農に努めていくとのことです。必要な機械については、リースを予定しております。申請農地は自宅の近接地となるため、通作に良好であり、申請地では、キャベツ、サツマイモ、ナスなどの生産を行う予定です。

受人の許可後耕作面積は、454平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

以上、第4項を除いた第1項から第7項の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの上程議案のうち、1項、2項、5項、7項について、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1項、16番、富永委員お願いします。

16番 富永政則委員

ただいま審議中の第1項について報告します。

1月9日、午後3時より行政書士、事務局、私と3名で現地調査をしました。

現地は、畑、田んぼの地目ですが中ほどに昔、宅地の部分があったみたいで、水道メーターもあります。今回、渡人が優良田園住宅制度活用を希望し探していたところ、沼津の方で移住して農業をしてもいいという受人があり、成立しました。嫁の親が農業をされており、その手伝いを6年ぐらいいしながら、有機農法に関心を持ってやっています。住宅を建てた北側に、自家消費用の作物を作る予定です。技術の取得は、手伝い経験やネット情報を得て、農具は少しずつそろえていくとのことです。

事務局の報告どおり問題ないと思います。御審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

次に2項、3番、桑原委員お願いいたします。

3番 桑原康委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について、報告いたします。農業委員就任後、今回で第3回目の現地調査となります。1月9日の金曜日、午後4時、私と事務局1名、受人、受人父、申請代理人、計5名で、申請地で会い話を聞きました。

申請地は、受人が口約束で借りて既に管理をされており、一部は既にライ麦を栽培していました。土を大事に考え、ライ麦は今後土に混ぜ込むことを目的としており、その後ソルゴーの栽培も計画しているとのことです。また、申請地西側は、茶畑だったものを伐根して、緑地とするために2年ほど寝かすということです。すっかり伐根して、寝かしてありました。今回の申請地につきましては、落花生やトウモロコシなどの栽培を計画しております。周辺地域における影響や農地の効率的な利用には全く問題がありません。よく整地して栽培をしておりました。また受人は、農機具の保有や労働力が確保され、技術・経験についても父に指導を仰ぎながら、耕作をしていく予定とのことです。

申請書のとおり、問題ありませんので、審議をよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。次に5項、17番、篠原委員お願ひいたします。

17番 篠原兼義委員

ただいま審議中の5項について報告します。

1月8日、午前9時30分頃、受人と農業委員会事務局2名、農地利用最適化推進委員の清さん、それと私で、申請地について審査をいたしました。受人から話を聞きました。

受人は退職後、農業を行うことを夢見ていまして、農地を探しながら市内で、知り合いの農家で研修を半年ほど受けていたとのことでした。たまたま本日申請のあった農地が、手に入ったということで、申請をしました。譲渡人はもともと猫沢地区に住んでいた方でして、その方が静岡へ出て行きましたので、農地だけ残っているという状況です。新規に農業を行うに当たりまして、手に入れた農地に現在栽培されているゆず、柿、梅、びわなどをそのまま栽培して、果樹の栽培技術を身につけて、自分の技術と地域の環境にあった作物を見つけて栽培をしていきたいということでした。農地の北側に人家がありましたけども、南側の農地が荒れていまして、木が大きく伸びていたということで放置されていた果樹園でした。隣地の方は、果樹園が放置されて日の当たりが悪いということで、管理してくれるのは大変ありがたいというようなことを言っておりました。ということで、申請のとおり、何ら問題ありませんので、審議をよろしくお願ひします。

以上です。

議長

ありがとうございました。次に、第7項を12番、佐藤委員お願ひします。

12番 佐藤文雄委員

ただいま審議中の第7項の調査結果について報告します。

1月9日、金曜日、午前10時、代理人行政書士、近藤委員、事務局、私で、申請地で会い話を聞きました。申請地は現在も畑として整地されております。

今回の申請地については、キャベツ、サツマ、ナス等の栽培を計画しており、周辺地域における影響や農地の効率的な利用に問題はありません。また、申請地は自宅に隣接しており、農機具の保有、これはリースの予定です。労働力が確保されており、経験、技術も備えており、申請書のとおり問題ございませんので、御審議のほどお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、ここで質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願ひいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第1号は、審議保留中の4項以外について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第1号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 池田主査

事務局です。議案の13ページを御覧ください。朗読します。

議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、住宅に転用しようとするものです。

申請人は市外に居住していましたが、富士宮市に移住するため住宅を建築したく転用を計画したものととなります。

申請地は、先ほど農地法3条許可申請第1項で御審議いただきました農地の隣地となり、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

周囲は東と南を道路、西側を水路、北側を自身が取得する農地に接しておりますが、出入口となる東側を除いて、擁壁及びフェンス等を設置し、生活雑排水は浄化槽を経由し、雨水は東側道路側溝へ放流する計画するであり、周囲の農地への影響は軽微であると考えられます。また、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。また、優良田園住宅建設計画については、令和7年10月3日に認定を受けております。

申請地は地域計画目標地図に位置付けられておらず、影響は軽微であると考えられます。

資金については、自己資金及び借入れを予定しており、資金の確保もされております。許可後すぐに着工する計画となります。

第2項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地、申請人は、議案のとおりです。申請人が売買により権利取得し、住宅敷地の拡張にて転用しようとするものです。

申請人は、昨年8月に農地法第3条議案で芝川地区の農地を取得するとともに、本件申請地南側の宅地を取得し、県外から移住した農家となります。今回、移住した住宅北側の境界が不整形となっており、住宅の横樋が直近に付いているため、近隣との間に不都合が生じることにより、一部を分筆して取得するため転用を計画したものととなります。

申請地は、芝川出張所から500メートル以内の第2種農地に該当します。転用事由のため代替地はございませんでした。

周囲は西側と南側を道路、北側と東側は農地に接しておりますが、周囲の農地については今後、学校用地としての利用が見込まれており、周囲の農地への影響は軽微であると考えられます。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

また、申請地は地域計画目標地区に位置付けられておらず、地域計画への影響は軽微であると考えられます。

資金については自己資金を予定しており、資金の確保もされております。許可後すぐに着工する計画となります。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、ここで質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第2号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第3号「非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の14ページを御覧ください。朗読します。

議第3号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は10ページを御覧ください。

申請地は、下柚野で柚野小学校の東に位置する農地です。

線引き前から申請地上に建築物が建築されており、10年以上前からの長期間、宅地化していることが確認できるものとなります。現地の状況から農地への復元は困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

申請地は、住宅が建築されており、都市計画法上の許可も線引き前宅地として問題はありません。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。お願いします。1項、17番、篠原委員をお願いします。

17番 篠原兼義委員。

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

1月8日、午前10時頃、申請者の代理人の行政書士と、農業委員会事務局2名、農地利用最適化推進委員の清さん、それと私で、申請地で申請内容について確認と話を聞きました。

申請地は、昭和40年の初め頃、宅地として建てられていまして、宅地用地の中に土地が入っていましたので、それで最近まで宅地として利用されていたので、申請書のとおり問題はありませんので、御審議をよろしくお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、ここで質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第3号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、協第1号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。それでは、お手元に配付しております、「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴

取について」と題された議案を御覧ください。朗読します。

協第1号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和8年1月6日付、富農第1560号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項に基づき意見を求められた、富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

それでは議案をめくっていただき、4ページの富士宮市農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

第1項から第3項までは、同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

第1項は野菜、第2項及び第3項は水稻を栽培し、設定期間はいずれも10年で、1項は再設定、第2項及び第3項は新規になります。移転後、経営面積は4万2,450.25平方メートルになります。

続きまして、第4項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

飼料作物を栽培し、設定期間は10年で再設定になります。移転後、経営面積は18万836.11平方メートルになります。

第5項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

飼料作物を栽培し、設定期間は10年で再設定になります。移転後、経営面積は1万2,007平方メートルになります。

第6項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後、経営面積は8,138平方メートルになります。

第7項から第10項までは同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

いずれも水稻を栽培し、設定期間は15年で再設定になります。移転後、経営面積は14万6,116.82平方メートルになります。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、ここで質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。協第1号は、原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第1号は、原案のとおり処理することに決定しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。次回の農業委員会総会は、年明け2月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和8年1月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。この後、農地利用最適化推進会議を行います。

次、1時45分から始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後1時34分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

6 番

会議録署名人

7 番